

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成22年9月2日(2010.9.2)

【公表番号】特表2009-543935(P2009-543935A)

【公表日】平成21年12月10日(2009.12.10)

【年通号数】公開・登録公報2009-049

【出願番号】特願2009-520805(P2009-520805)

【国際特許分類】

C 0 9 G	1/16	(2006.01)
C 0 8 L	9/00	(2006.01)
C 0 8 K	3/28	(2006.01)
C 0 8 K	5/098	(2006.01)
C 0 8 K	5/1525	(2006.01)
C 0 8 K	5/05	(2006.01)
C 0 8 K	5/06	(2006.01)
C 0 8 K	5/12	(2006.01)
C 0 8 K	5/5333	(2006.01)
C 0 8 K	5/3415	(2006.01)
C 0 9 G	1/10	(2006.01)
C 0 9 G	1/04	(2006.01)

【F I】

C 0 9 G	1/16
C 0 8 L	9/00
C 0 8 K	3/28
C 0 8 K	5/098
C 0 8 K	5/1525
C 0 8 K	5/05
C 0 8 K	5/06
C 0 8 K	5/12
C 0 8 K	5/5333
C 0 8 K	5/3415
C 0 9 G	1/10
C 0 9 G	1/04

【手続補正書】

【提出日】平成22年7月14日(2010.7.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

水；

共役ジエンモノマー由来の単位、酸モノマー由来の単位、および硬質非酸モノマー由来の単位を含むポリマー粒子状物質であって、ポリマー粒子状物質の合計重量に基づいて少なくとも7重量%の酸モノマーに由来する単位を含むポリマー粒子状物質；および外部架橋剤；を含む、水性床ケア組成物。

【請求項2】

水；

共役ジエンモノマー由来の単位、酸モノマー由来の単位、および硬質非酸モノマー由来の単位を含むポリマー粒子状物質であって、50よりも高いTgを有するポリマー粒子状物質；および

外部架橋剤；を含む、水性床ケア組成物。

【請求項3】

外部架橋剤が炭酸アンモニウム亜鉛、カルシウムエチレンジアミン炭酸アンモニウム、酢酸アンモニウム亜鉛、アンモニウムアクリレート亜鉛、アンモニウムリンゴ酸亜鉛、アンモニウムリンゴ酸ジルコニウム、アンモニウムアミノ酢酸亜鉛およびカルシウムアンモニウムアラニンからなる群から選択される、請求項1または2記載の組成物。

【請求項4】

前記ポリマー粒子状物質は約5から約50重量%の共役ジエンモノマー由来の重合単位を含み、該共役ジエンモノマーが1,3-ブタジエン、イソブレン、1,3-ペンタジエン、1,3-ヘキサジエン、2,3-ジメチル-1,3-ブタジエン、2-エチル-1,3-ブタジエン、2-メチル-1,3-ペンタジエン、3-メチル-1,3-ペンタジエン、4-メチル-1,3-ペンタジエンおよび2,4-ヘキサジエンからなる群から選択され、前記ポリマー粒子状物質は酸モノマー由来の重合単位を含み、該酸モノマーが、-不飽和カルボン酸、ビニルバルサティック酸、およびそれらの混合物からなる群から選択され、前記ポリマー粒子状物質は約1から約75重量%の硬質非酸モノマー由来の重合単位を含み、該硬質非酸モノマーが、スチレン、-メチルスチレン、t-ブチルスチレン、アルキル基置換スチレン、ジビニルベンゼン、ポリ不飽和ジビニル化合物、メタクリル酸メチル、メタクリル酸ブチル、メタクリル酸イソブチル、酢酸ビニル、アクリロニトリル、メチルアクリルアミド、2-アクリルアミド-2-メチルプロパンスルホン酸、2-アクリルアミド-2-メチルプロパンスルホン酸のナトリウム、カリウムあるいはアンモニウム塩、およびそれらの混合物からなる群から選択され、前記ポリマー粒子状物質は約1から約10重量%の官能性モノマー由来の重合単位を含み、官能性モノマーが2-ヒドロキシエチルアクリレート(HEA)、2-ヒドロキシエチルメタクリレート(HEMA)、n-メチロールアクリルアミド(n-MA)、n-メチロールメタアクリルアミド(n-MMA)、アクリルアミド、およびメタアクリルアミドからなる群から選択される、請求項1または2記載の組成物。

【請求項5】

前記ポリマー粒子状物質は粒子の全重量に基づいて、約5から約50重量%の1,3-ブタジエンに由来する単位、約1から約80重量%のスチレンに由来する単位、約1から約20重量%のメタクリル酸に由来する単位、および約0.1から約5重量%のイタコン酸に由来する単位を含み、前記ポリマー粒子状物質がさらにアクリロニトリルに由来する単位を約0.1から約10重量%で含む、請求項1または2記載の組成物。

【請求項6】

DSC測定により、水性組成物の乾燥試料またはフィルムに基づいて決定されたポリマー粒子状物質のTgが約10から約100の範囲である、請求項1または2記載の組成物。

【請求項7】

水性組成物が、水性組成物の合計重量に基づいて約0.1から約5重量%のレベリング剤、水性組成物の合計重量に基づいて約1から約10重量%の融合助剤、水性組成物の合計重量に基づいて約0.1から約5重量%の可塑剤、水性組成物の合計重量に基づいて約0.1から約5重量%の界面活性剤、水性組成物の合計重量に基づいて約1から約80重量%のワックスをさらに含む、請求項1または2記載の組成物。

【請求項8】

任意にレベリング剤、界面活性剤、ポリウレタン、アルカリ可溶性樹脂、融合助剤、可塑剤およびワックスの1つ以上をさらに含む、請求項1または2記載の組成物。

【請求項9】

基体；および

基体の表面上のコーティングを含むコーティングされた床であって、
該コーティングが共役ジエンモノマー由来の単位、酸モノマー由来の単位、および硬質
非酸モノマー由来の単位を含む架橋されたポリマーを含む、床。

【請求項 10】

コーティングされた床を調製する方法であって、

水；および

共役ジエンモノマー由来の単位、酸モノマー由来の単位、および硬質非酸モノマー由来の
単位を含むポリマー粒子状物質；を含む、水性床ケア組成物を床に適用すること；並びに
該組成物を乾燥させて床の上にフィルムを形成することを含む方法。